

第1章 指定開発行為の概要

1 指定開発行為者

名 称 : 味の素株式会社 川崎事業所

代表者 : 川崎事業所長 羽賀治郎

住 所 : 神奈川県川崎市川崎区鈴木町1番1号

2 指定開発行為の名称及び種類

名 称 : (仮称)加工食品工場建設計画

種 類 : 工場又は事業所の新設(第2種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

位 置 :神奈川県川崎市川崎区鈴木町1番1号(味の素株式会社 川崎事業所内)

区域面積:約14,940m²(工業地域)

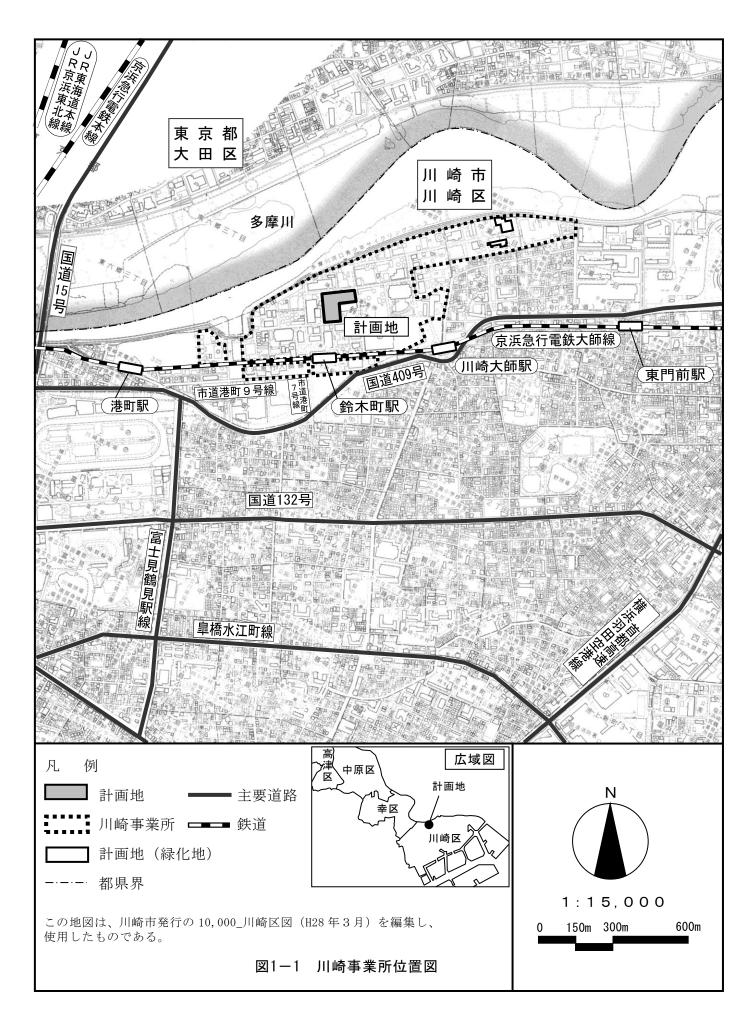
現 況 : 工業用地 (更地。一部にテント倉庫が存在。)

川崎市川崎区の北側にある味の素株式会社の事業所(以下、「川崎事業所」という。)の位置は図1-1に、川崎事業所の現況は写1-1に示すとおりである。川崎事業所は、京浜急行電鉄大師線鈴木町駅及び川崎大師駅に隣接しており、南側に国道409号が通っている。

なお、計画地は川崎事業所内にあり、大部分が更地で一部にテント倉庫が残っているが、本事業開始前に別事業で撤去し、更地とする計画である。



写 1-1 現況写真 (平成 29 年 1 月 3 日撮影)



4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容

(1)目的、事業立案の経緯等

ア目的、事業立案の経緯等

味の素株式会社(以下、「当社」という。)は、1909年(明治42年)の創業以来 (当時 鈴木製薬所)「味の素」を始めとする食関連事業、アミノ酸を中心とした ファインケミカル事業、医薬品事業を経営の柱とした企業活動を行い、その製品 や活動を通して社会貢献に努めている。

近年の日本の状況をみると、高齢化の進行・単身世帯の増加に代表される社会構造の変化、健康・環境・食の安全・安心等に対する意識の高まりやライフスタイルの変化により、生活者のニーズはますます多様化すると予想され、また、労働人口の減少が見込まれる中、安定生産の基盤となる要員の確保が困難になると予想される。

このような中、当社では、お客様のニーズに応える製品を安全・安心に提供し生活者の健康で幸せな生活へ貢献し続けることを目的に、食品生産体制の再編を行う方針としており、国内にある調味料・加工食品の5つの生産拠点を3拠点に集約し、ICT・自動化等の先端技術を活用して飛躍的に効率を高めた最新鋭の工場を建設することとしている。

本事業は、上記の方針を踏まえ、グループ企業である味の素食品株式会社(旧クノール食品株式会社、川崎市高津区)の加工食品の製造機能を当社川崎事業所内に移転するべく新たな加工食品工場を建設するものである。この事業を通じ、先端技術の導入による生産性の向上と、設備配置の最適化による原料・中間製品の物流効率の改善を実現し、環境負荷の軽減にも貢献していく。

本事業における製造機能の移転のイメージは、図1-2に示すとおりである。

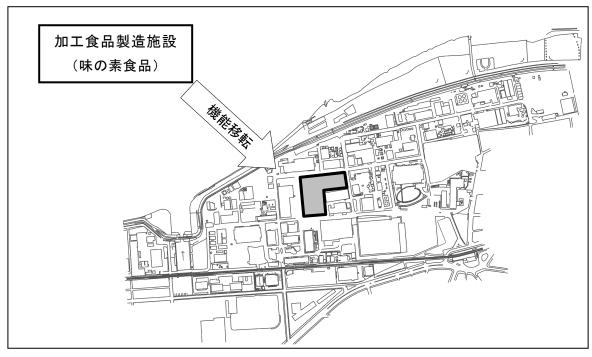


図 1-2 製造機能の移転のイメージ

イ 事業計画の策定段階における環境配慮の内容

当社の環境方針を以下に示す。

当社では、グループで統一した「味の素グループ環境方針」を掲げ、法規制の順守とともに、事業活動から発生する各種の環境負荷の低減を図っている。本事業においてもこの考え方に基づいて環境に配慮した取り組みを推進し、環境の保全及び地域との共生に努め、温室効果ガスの削減など、グループ全体としての環境負荷の低減に貢献する計画である。本事業の策定段階における環境配慮の内容は、以下に示すとおりである。

(ア) 省エネルギーなどの環境への配慮

- ・省エネ技術等を積極的に導入することにより、生産工程における環境負荷 の低減を図る。
- ・照明や設備機器等は、省エネルギー型機器の採用に努め、電力の節減を図る。
- ・節水型器具(節水型大便器など)を採用する。

(イ)緑化への配慮

・川崎事業所内に植栽されている樹種を中心に、「川崎市緑の基本計画」や「川 崎市緑化指針」に沿って、既存の緑と調和する緑空間の創出を緑化の基本 方針とする。

味の素グループ環境方針

私たちは、社会とお客様とともに地球との共生に貢献し、持続可能な『循環型社会』を実現します。

- 1 私たちは、製品ライフサイクル全体から排出される温室効果ガスを地球が吸収可能な範囲に抑え、低炭素社会へ貢献します。
- 2 私たちは、次世代のための食資源の確保と生態系・生物多様性を含む自然環境の保全、水資源の保全に貢献します。
- 3 私たちは、製品ライフサイクル全体から排出される廃棄物の 3R (リデュース、リユース、リサイクル) を適切に行い、資源を活かしきる取り組みを進めます。
- 4 私たちは、関係法令等を順守します。
- **5** 私たちは、環境マネジメントシステムの考え方を基本として、環境トラブルの防止を図るとともに、環境改善の取り組みを進めます。

(2) 事業概要

本事業は、図 1-3 に示す当社川崎事業所内の計画地内において、加工食品工場を 建設するものである。

また、本事業の事業規模、排水量及びエネルギー使用量は表 1-1 に示すとおりである。

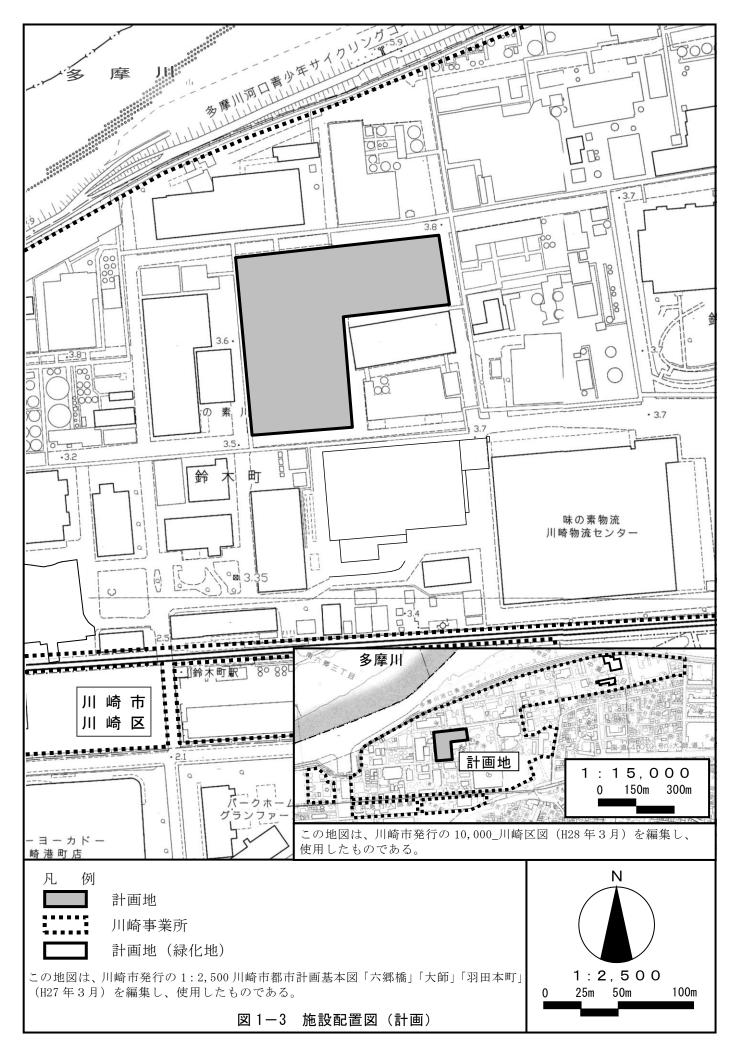
表 1-1 本事業の概要

	区分	内 容
	事業内容	加工食品製造設備の新設
	生産能力	約 16,500 t /年
		(既存施設の生産能力:味の素食品(株))
事業規模		約 15,500 t /年)
尹未祝快 	敷地面積	約 14,940 m²
	建築面積	約 9,620 m ²
	延べ面積	約 37, 430 m ²
	建物最高高さ	約 38m
排水量及び	排水量	約 280 m³/日
エネルギー 使用量	エネルギー使用量 (原油換算量)	約 1.8kL/時

注) エネルギー使用量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づくエネルギー使用量の原油換算方法に基づき算出した。

算出方法:電気…電気使用量(千 kWh)×換算係数(GJ/千 kWh)×原油換算係数(kL/GJ)

蒸気…蒸気使用量(GJ)×換算係数×原油換算係数(kL/GJ)



(3)土地利用計画

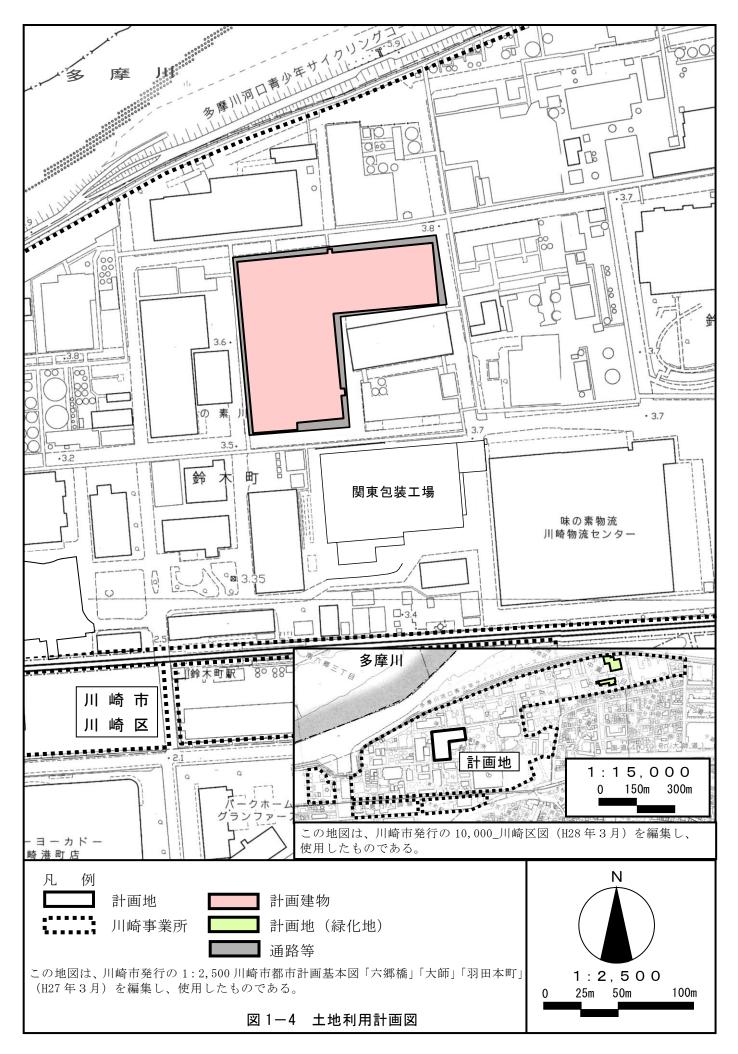
本事業における土地利用計画は、表 1-2 及び図 1-4 に示すとおりである。

計画地は2か所に分かれており、計画建物の他に、川崎事業所東側に緑化地を設ける計画である。

なお、計画地の一部は、先に川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続きを 実施した関東包装工場建設事業(第三種行為:平成28年1月公告)の計画地と一部重 複(緑化地及び駐車場部分)しているが、本事業の実施に併せ土地利用を更地に変更 する手続き(条例方法書等変更届)を行い、既に事業を完了している。

表 1-2 土地利用計画

土地利用区分	計画地			
工地利用区为	面積(m²)	割合 (%)		
計画建物	約 9,620	約 64.4		
緑化地	約 3,740	約 25.0		
通路等	約 1,580	約 10.6		
合計	約 14,940	100.0		



(4)建築計画

本事業における建築計画概要は表 1-3 に、計画建物の完成予想図はパース 1 に示すとおりである。

また、計画建物の平面図、断面図、立面図は図 $1-5(1)\sim(8)$ に示すとおりである。本事業で建築される施設は、計画建物のみであり、建築面積は約 $9,620\,\mathrm{m}^2$ 、延べ面積は約 $37,430\,\mathrm{m}^2$ となる。また、最高高さは地上約 $38\,\mathrm{m}$ である。

表 1-3 建築計画概要

施設	種類・名称	建築面積 (m²)	延べ面積 (m²)	構造	階数	最高高さ (m)
新設	計画建物	約 9,620	約 37,430	鉄骨	地上8階	約 38



【南西側】



【南東側】

パース1 完成予想図

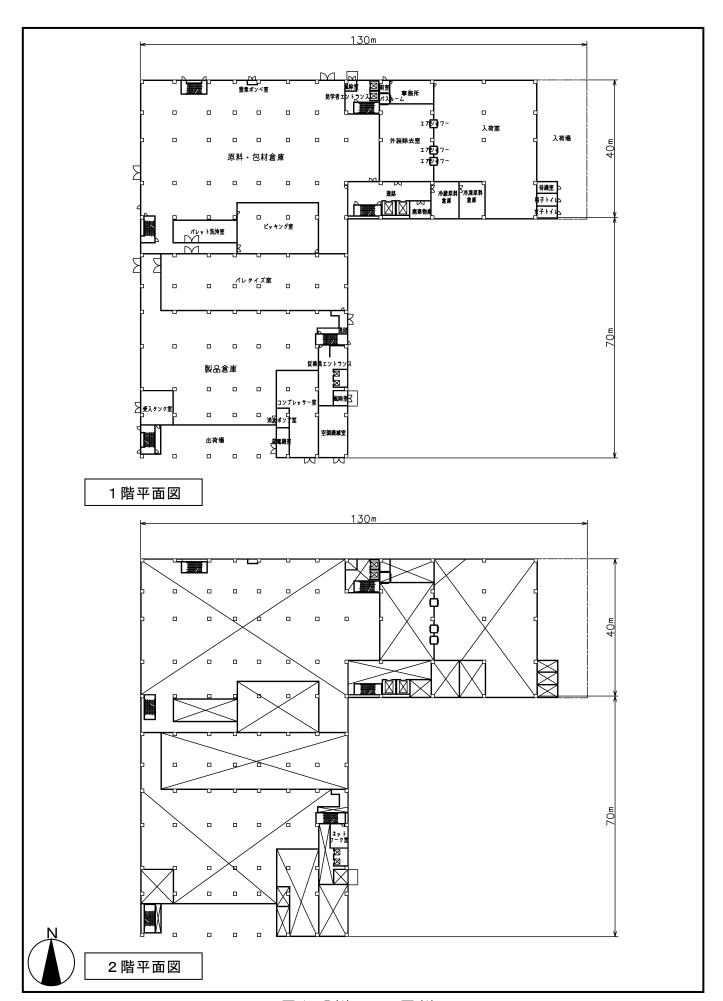


図 1-5(1) 平面図(1)

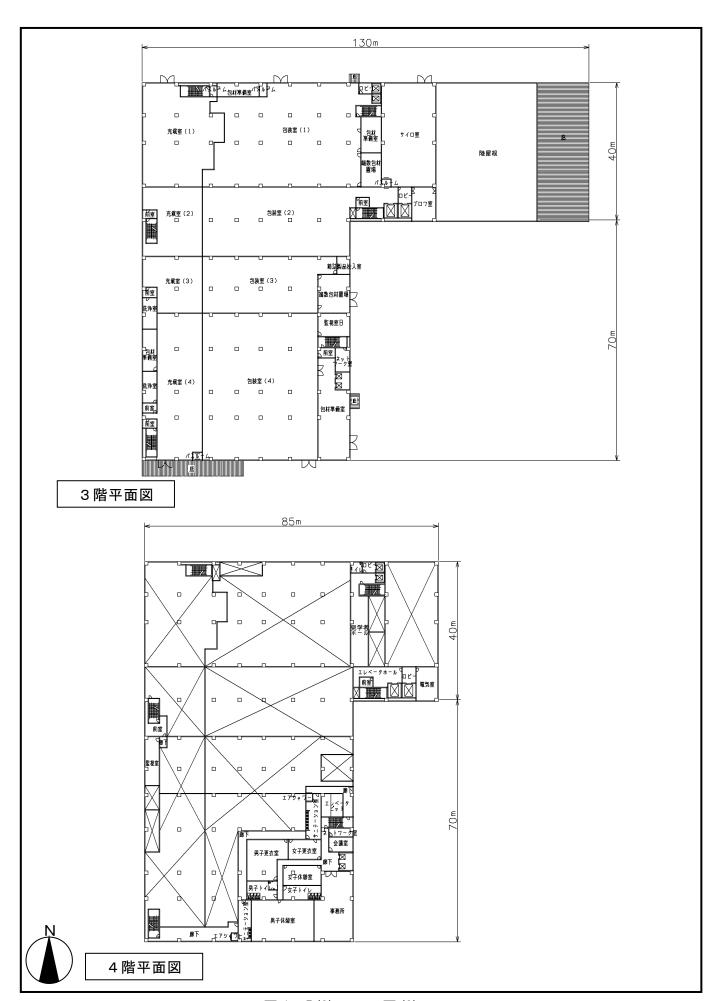


図 1-5(2) 平面図(2)

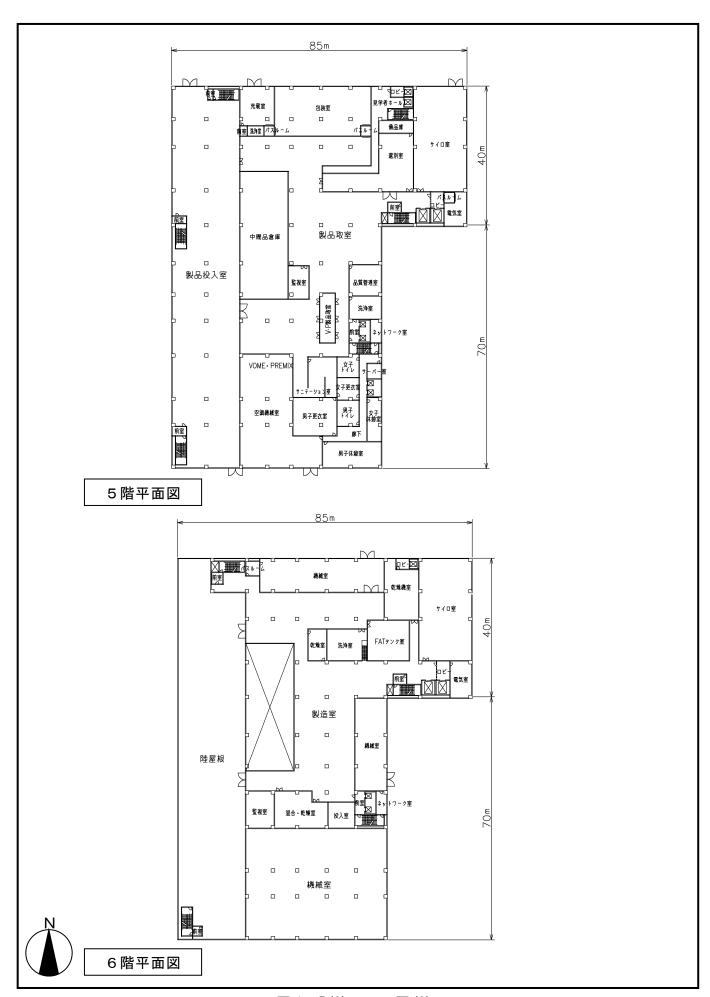


図 1-5(3) 平面図(3)

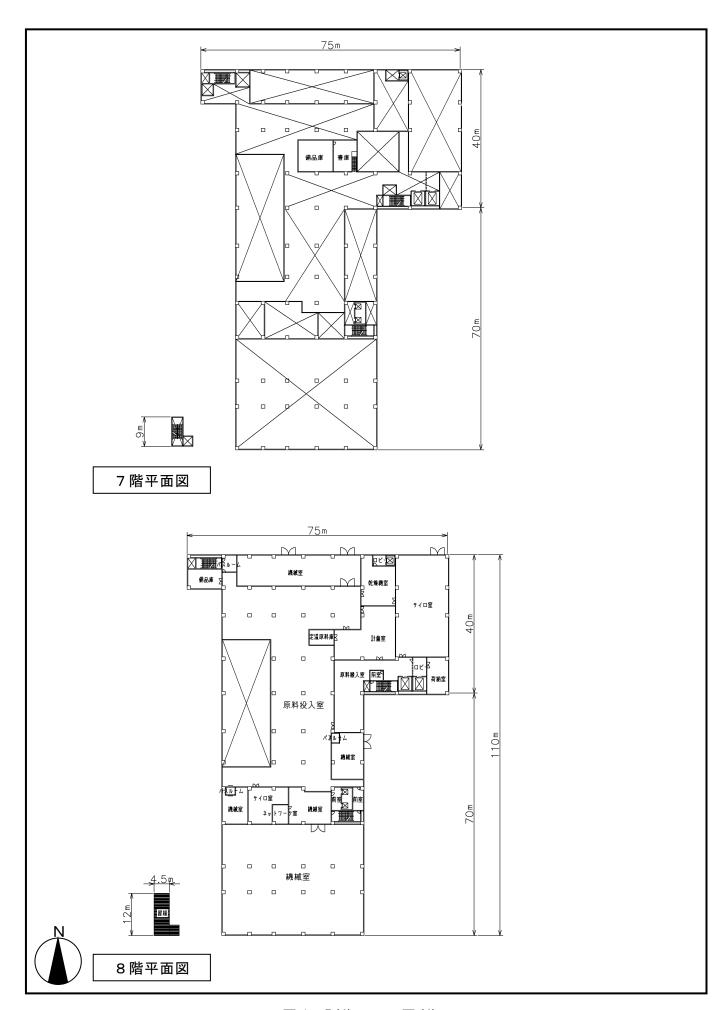
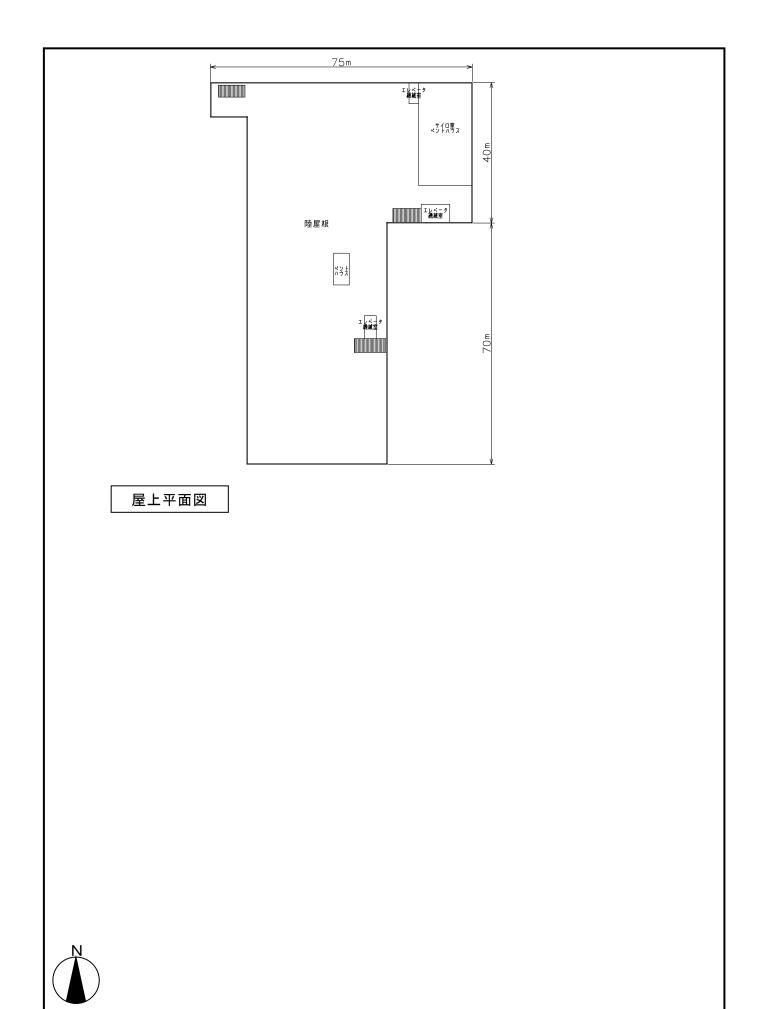


図 1-5(4) 平面図(4)



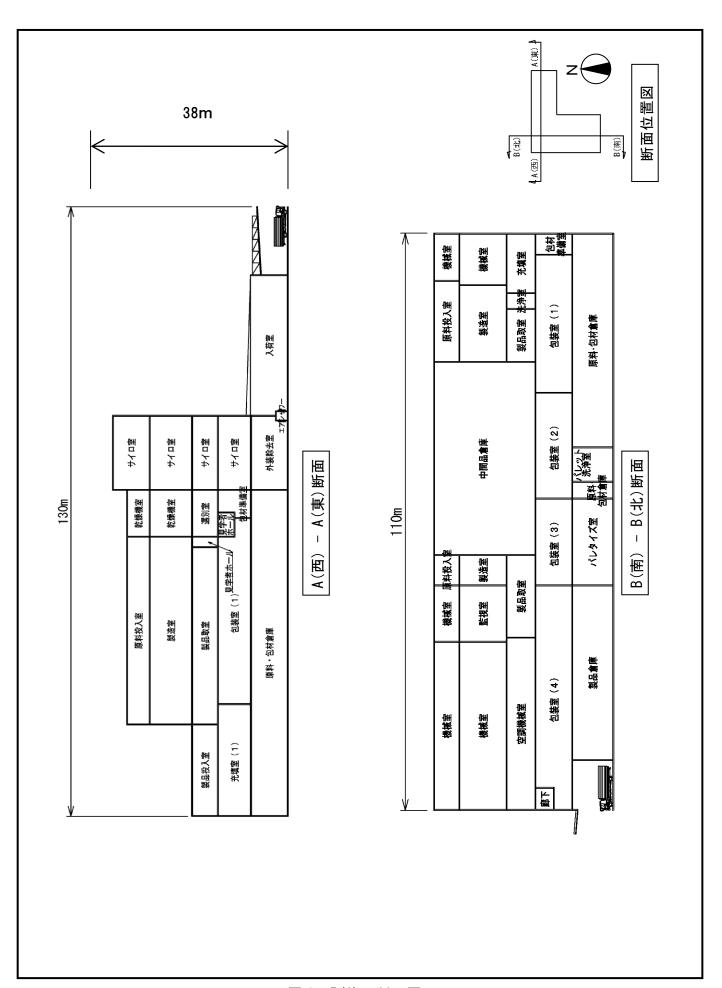


図 1-5(6) 断面図

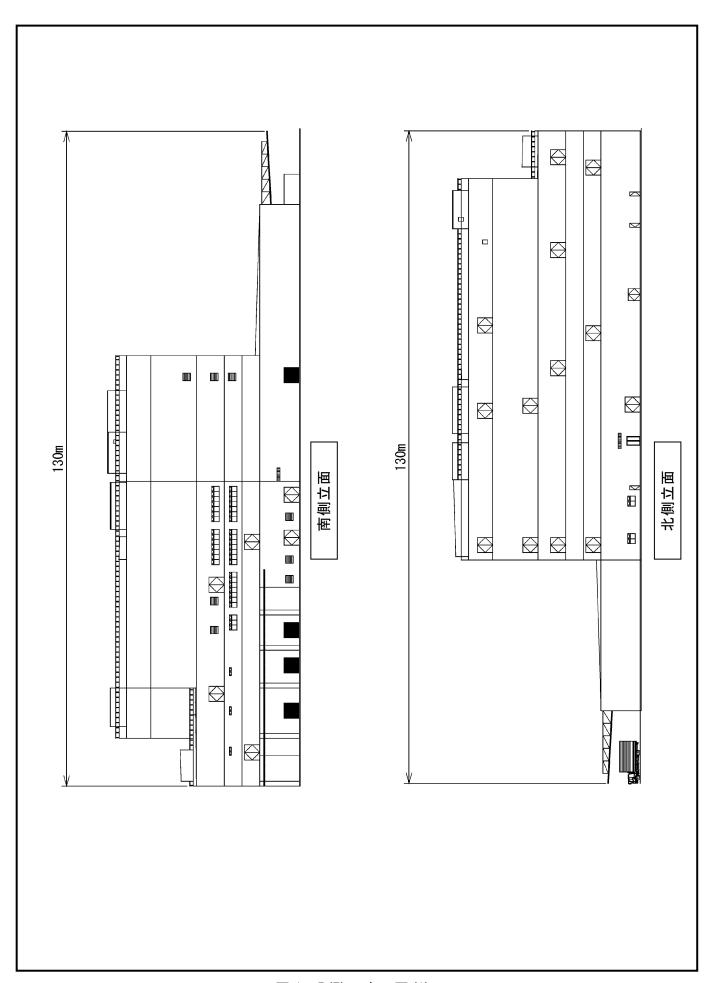


図 1-5(7) 立面図(1)

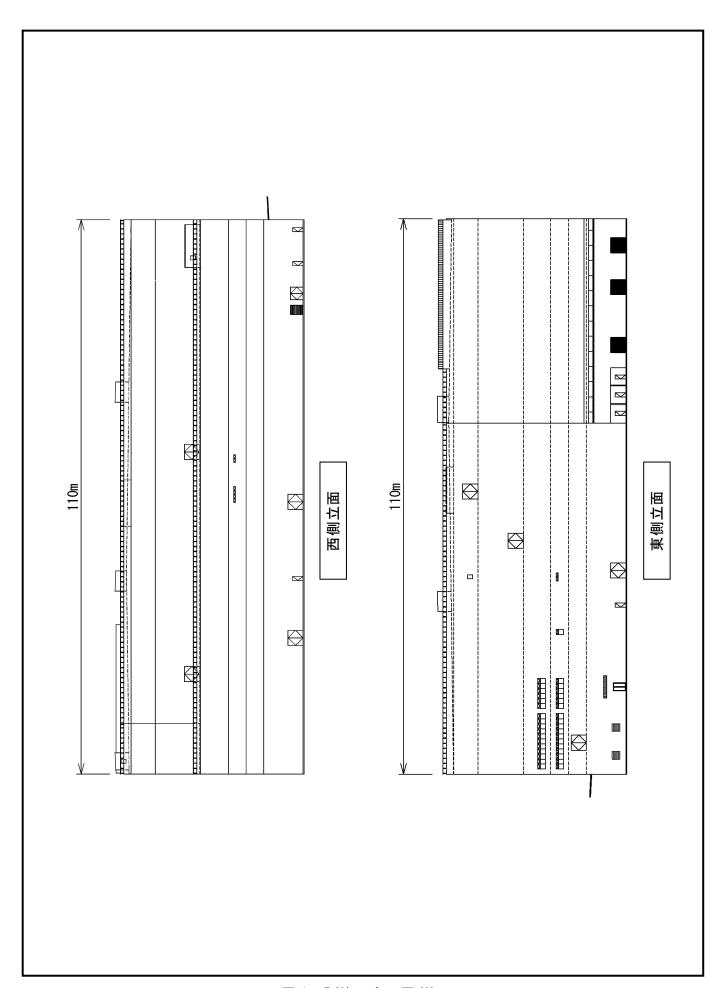


図 1-5(8) 立面図(2)

(5) 工場設備計画

ア 製品製造等の計画概要

計画建物において行う製品製造の計画概要は表1-4に示すとおりである。

当社等で製造した粉体原料を製品の種類に応じて必要な加工(混合、加湿・造 粒等)を行い、その後、個別包装、箱詰めを行い、敷地内の物流倉庫(味の素物 流川崎物流センター)に搬出する。

項目	計画内容
生産能力	約 16,500 t /年
生産工程	所定の配合に計量した粉体原料を混合・造粒の上、袋詰め、中箱・外箱詰めを行い、パレットに積み付けした後、敷地内の物流倉庫に搬出する(図1-6参照)。
運転計画	稼 働 時 間:24 時間/日 年間稼働日数:310 日 従 業 員 数:約 300 人/日

表 1-4 製品製造等の計画概要

イ 生産工程の概要

本事業は加工食品製造設備の新設を行うものである。生産工程の概要は、図 1 -6に示すとおりである。

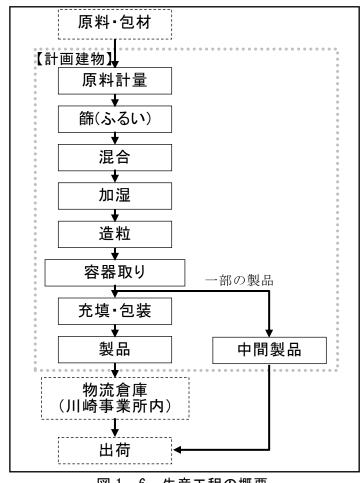


図 1-6 生産工程の概要

ウ 設備の概要

計画建物における主要設備の概要は表 1-5 に、各機器の写真(使用設備のイメージ)は写 1-2(1) \sim (6)に示すとおりである。

主要な設備としては、計量装置、粉体混合装置、造粒装置があり、製品の種類に応じて、これらの設備を使用する。その他、梱包等のための設備として、充填装置、中箱・外箱詰め、パレタイザー等がある。

表 1-5 計画建物で	の主要設備
-------------	-------

主要設備	作業内容	配置場所	機器写真
計量装置	原料を所定の量計量し、粉体コンテナに供給 する。	計量室(8階)	写 1-2(1)
粉体混合装置	複数の原料を均一に混合する。	製品取室 VP 製品取室(5階) 製造室、混合・乾燥室(6階) 原料投入室(8階)	写 1-2(2)
造粒装置	原料粉末に少量の水を加え、粉同士を結着させる。	製造室(6階) 原料投入室 (8階)	写 1-2(3)
充填装置	粉末・造粒物を袋詰めする。	充填室(3、5階)	写 1-2(4)、(5)
中箱・外箱詰め	瓶詰めされた製品を中箱、外箱に詰め、糊や シール、テープ等で封をする。	包装室(3、5階)	_
パレタイザー	自動で製品を整列させてパレット上に積む。	パレタイズ室(1階)	写 1-2(6)



写 1-2(1) 計量装置



写 1-2(3) 造粒装置



写 1-2(5) 充填装置(X線異物検知器)



写 1-2(2) 粉体混合装置



写 1-2(4) 充填装置



写 1-2(6) パレタイザー

(6)公害防止計画

ア 大気汚染

計画建物では、生産工程での加湿用として小型ボイラー(1 t 程度)を2台使用する計画であるが、大気汚染防止法に規定される「ばい煙発生施設」や「一般粉じん発生施設」の設置はない。また、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定される、大気汚染に係る「排煙発生施設」等の指定施設の設置はない。

イ 水質汚濁

計画建物からの排水として、施設排水や生活排水がある。施設排水は、設備洗浄時の排水が主であり、川崎事業所内にある既存の排水処理設備(活性汚泥設備、凝集沈殿設備)で処理を行ったのち、既存排水口(第3排水口)から多摩川へ放流する計画である。施設排水の排水処理のフローを図1-7に示す。また、生活排水については公共下水道(合流管)に、雨水については多摩川へ放流する計画である。

なお、計画建物からの施設排水量等は表 1-6 に示すとおりである。排水量は、平均で約 $280\,\mathrm{m}^3/\mathrm{H}$ (最大約 $320\,\mathrm{m}^3/\mathrm{H}$) となり、また、TOC 濃度は平均で約 $210\,\mathrm{mg/L}$ (最大約 $370\,\mathrm{mg/L}$) となる。なお、排水量及び TOC 濃度については、本事業に関連する既存施設の稼働実績を踏まえて設定した。

また、排水先となる川崎事業所内の既存排水口(第3排水口)の排水量及び排水濃度は、表 1-7 に示すとおりである。排水量は平均で約 4,000 m^3 /日(最大で約 6,000 m^3 /日)であり、排水濃度は、規制値に対して十分に下回る値となっている。なお、本事業による排水量の増加分(約 280 m^3 /日)は、既存排水口の排水量(約 4,000 m^3 /日)に対して 7 %程度の寄与分となる。

項目	単位	排水量等	
	半 1仏	平均値(最大)	
平均排水量	m³/日	約 280 (約 320)	
平均 TOC 濃度 ^{注)}	mg/L	約 210 (約 370)	

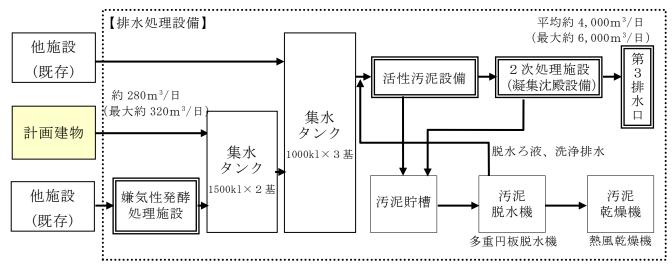
表 1-6 計画建物の施設排水量等

注)TOC 濃度: Total Organic Carbon(全有機炭素)の略で、水中に含まれる 有機物の量を示す。

表 1 – 7	′ 既存排水口	(第3排水口)	における測定結果	(平成 29 年度)

16 日	出任	測定結果			規制値 ^{注)}
項目	単位	年平均値	最大	最小	規制但"
排水量	m³/日	約 4,000	約6,000	-	_
水素イオン濃度 (pH)	_	7. 5	8.0	7. 1	5.8~8.6
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	11.3	17. 0	3. 0	60 (50)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	1.5	5. 2	1.0	60 (50)
浮遊物質量 (SS)	mg/L	5. 2	6.6	5. 0	90 (70)
TOC 濃度	mg/L	641	1, 159	220	_

注)規制値は、水質汚濁防止法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例で定められている値。また、() 内の数値は、日間平均値を示す。



- 注1)川崎事業所には3つの排水口があり、第1、第2排水口からは、間接冷却水(河川水・工業 用水の自家処理水)、雨水が多摩川に放流されている。
- 注2)活性汚泥設備は、施設排水を好気性生物処理する施設であり、微生物により排水中の有機成分を酸化して無機化する施設である。
- 注3) 凝集沈殿設備は、活性汚泥施設で処理された処理水に凝集剤を添加し、水中の粒子を沈殿させる施設である。
- 注4)嫌気性発酵処理施設は、有機性物質を嫌気状態にし、嫌気性微生物群によってメタンと二酸 化炭素に分解する施設である。

図 1-7 施設排水の排水処理フロー図

ウ 騒音・振動

計画建物では、騒音規制法の特定施設に該当する空気圧縮機、ターボ冷凍機、 冷却塔、送風機等を設置する計画である。これらの機器は、周辺環境への影響を 低減するため、基本的に建屋内に収納するとともに、適切な防音・防振対策を講 じる計画である。また、振動については、振動規制法の特定施設に該当する空気 圧縮機を設置するものの振動レベルは 50 デシベル以下であり、本事業に係る規制 基準(計画地北側:昼間 65 デシベル、夜間 55 デシベル、計画地北側以外:昼間 70 デシベル、夜間 60 デシベル)以下である。また、その他に大きな振動発生機 器の設置は行わない。なお、生産設備の製品管理の観点から、必要に応じて防振 ゴム等の振動防止対策を講じる計画である。

工 悪臭

計画建物では、主に加工食品の原料を乾燥する工程で臭気が発生する。これらについては、図1-8に示すとおり、バグフィルター(ろ過式集塵機)で原料の粉体を捕集・除去した後、活性炭吸着にて脱臭処理を行う計画である。なお、その他の工程で臭気が発生する場合には、悪臭防止法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき適切な処理を行い排出する。

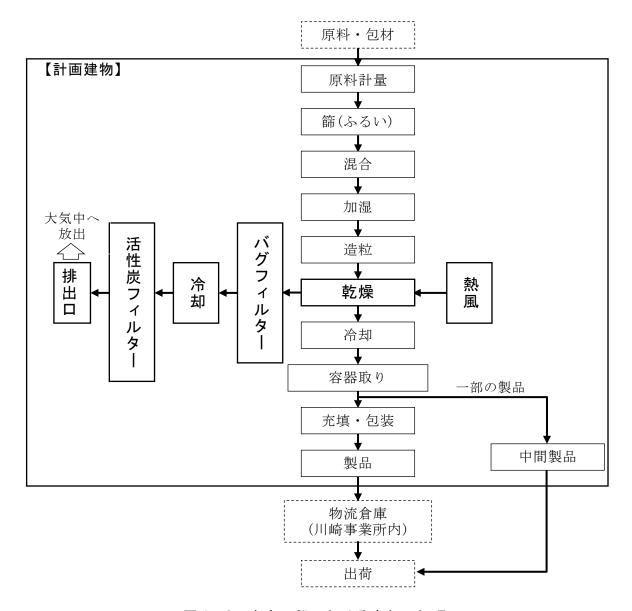


図 1-8 生産工程における臭気の処理フロー

才 土壌汚染

計画建物で、土壌汚染対策法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定される特定有害物質の使用はない。

力 地盤沈下

計画建物では、地下水の揚水は行わない。

キ その他

(ア) 危険物

計画建物で使用する「消防法」に基づく危険物は、表 1-8 に示すとおりであり、洗浄・消毒用として、エタノールを取扱う計画であり、気密性の容器に入れ、施錠できる保管庫で管理を行うなど、関係法令等に基づく安全管理を行う。

表 1-8 本事業で取扱う危険物

種類	指定数量	最大貯蔵量		用途	
1里 独	L	品目	L	倍数	用坯
アルコール類	400	エタノール	375	_	洗浄・消毒

注)「指定数量」とは、危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量 を示す。

(イ) 高圧ガス

空調に用いるターボ冷凍機 (2台)が「高圧ガス保安法」に基づく高圧ガスに関する保安についての規定である冷凍保安規則の対象となるが、これらの設備は当社の他工場でも一般的に使用している規模である。また、本事業では、法に定められる技術基準に適合した設備を導入するとともに、既存施設と同様に法に基づく保安点検等を実施する。

(ウ) 化学物質

計画建物で使用する主な化学物質は、表 1-9 に示すとおりであり、試薬として、硝酸、硝酸銀等を使用する。これらのうち硝酸銀は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)の対象となるものの、年間取扱量は届出対象未満となる。

 区分
 取扱量(kg/年)
 用途

 硝酸
 1
 試薬(製品の塩分測定用)

 硝酸銀
 13
 試薬(製品の全窒素測定用)

 硫酸
 11
 試薬(製品の全窒素測定用)

表 1-9 本事業で取扱う化学物質

(7) 施設管理計画

計画建物での管理は、川崎事業所全体の施設管理と一体として行う。川崎事業所の施設管理計画の概要は以下のとおりである。

ア 管理体制

IS014001 に基づく環境マネジメントシステムの運用管理を徹底し、適宜自主的な内部監査や、外部監査を行うことによって、環境への影響が生じないように適

切な管理活動を行う。

イ 施設の運用

計画建物の運用については、年間稼働日数は310日、1日の稼働時間は24時間を計画している。

ウ 従業員教育

従業員に対して環境並びに安全等に関する教育を計画的に実施し、周辺環境や 住民の安全に影響が生じないよう配慮する。

エ 地域とのかかわり

従来と同様に、地域や行政等との良好な関係を保ち、地域活動や環境保全活動に積極的に参加する。同時に、騒音、悪臭については、地域住民からなる環境モニター*等を通じて、地域の意見、要望などを幅広く受け入れる等の取組みを継続する。

また、計画建物には、製品ができるまでの様子を見ていただくことのできる見 学者用の通路等を設ける計画である。

[※]環境モニター: 当社の地域環境への取り組みや考え方を理解いただき、日頃から気づいた点(音や臭いなどについて意見をいただく制度であり、近隣町内会(13 町会、約30名)の住民の方がモニターとなっている。

(8) 緑化計画

ア 緑化計画

計画地内における緑化計画は表 1-10 及び図 1-9 に示すとおりである。

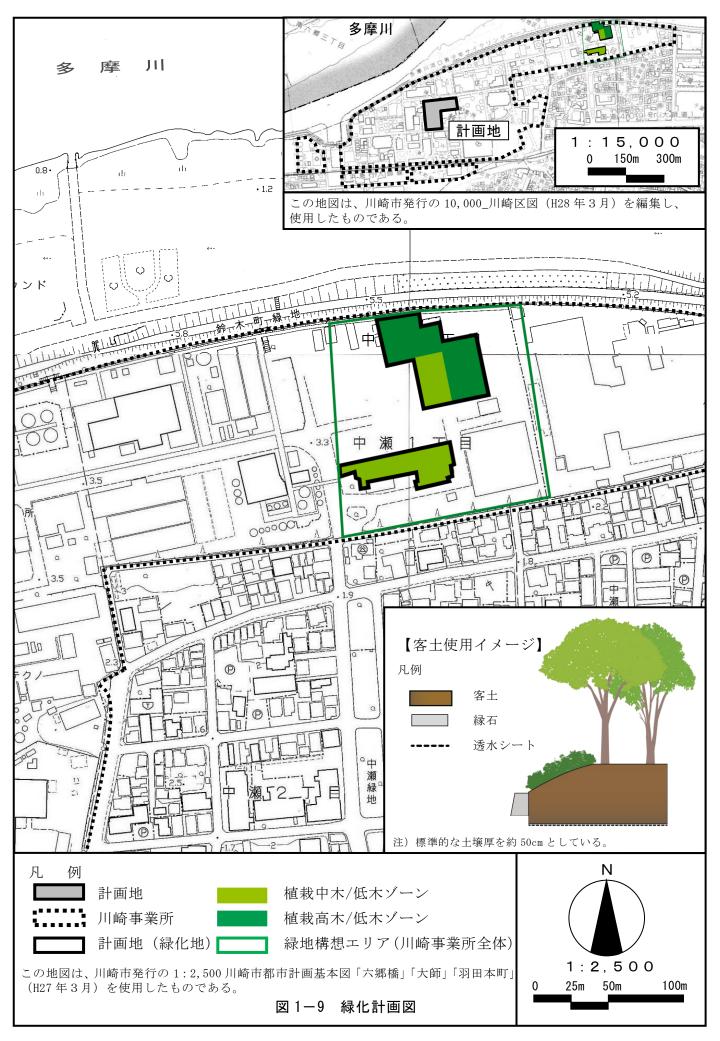
計画地には、約3,740m² (約25.0%)の緑化地を配置する計画であり、川崎事業所内に植栽されている樹種を中心に、「川崎市緑の基本計画」や「川崎市緑化指針」に沿って、既存の緑と調和する緑空間の創出を緑化の基本方針とする。具体的には、次のような考え方に基づき緑化する計画である。

- ・川崎事業所全体の緑化構想としては、図 1-9 に示すとおり、川崎事業所東側に まとまった緑地を整備する構想としており、本事業における緑化地もこの一部 となる。
- ・川崎事業所全体での緑化率は現況で約11%となっており、更に緑化率の向上に 努める。
- ・計画地を含めた川崎事業所全体として周辺環境との調和を図れるような緑の構成とする。
- ・事業所内の既存の緑化地内において、良好な生育をしている樹種を選定し植栽 する。
- ・緑化地の土壌は、植栽基盤の観点から良質な客土を持ち込んで使用する。

区分	面積
緑化地	約 3,740 m²
計画地	約 14,940 m²
緑被率 (緑化地/計画地面積)	約 25.0%

表 1-10 緑化計画

なお、川崎事業所敷地には、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に 基づいて、緑化の将来目標を明示した看板を設置して周知を図るものとする。



イ 植栽予定樹種

川崎事業所には、クスノキ、マテバシイ等の高木に中低木を交えた既存の緑化 地がある。また、計画地内には既存の緑化地はないが、今回の計画建物建設に伴 い新規に植栽を施す計画である。

主な植栽予定樹種等は、表 1-11 に示すとおりである。

植栽本数·面積 区分 樹高 主な植栽予定樹種 マテバシイ、スダジイ、 常緑樹 ウバメガシ、タブノキ等 高木 150 本 $3.0 \sim 6.0 \text{m}$ 落葉樹 ケヤキ 等 キンモクセイ、ヒイラギモクセイ、 中木 常緑樹 600本 1.5 \sim 3.0m ネズミモチ 等 2,696本 アベリア、シャリンバイ 等 低木 常緑樹 $0.3 \sim 1.5 m$ アジュガ、リュウノヒゲ、スイカ $760 \, \text{m}^{\,2}$ 地被類 ズラ 等

表 1-11 主な植栽予定樹種

ウ 維持管理計画

川崎事業所における樹木等の年間維持管理計画は、表 1-12 に示すとおりである。緑化地の維持管理については、緑化計画に沿った年間管理計画を作成し、生育状況に応じて適切な時期に剪定、刈り込み、施肥等を実施することにより、樹木の健全な育成を図る計画である。

作業種		作業時期及び回数												年 間
		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	作 三 数
剪定	常緑樹													1~2回
	落葉樹													1回
刈] り	込み													1~2回
施肥														1~2 回
病虫害駆除														1~2 回
除草・草刈り														1~2 回
灌	水													適宜

表 1-12 樹木等の年間維持管理計画

(9)交通計画

ア 自動車動線計画

川崎事業所における自動車動線は図 1-10 に示すとおりである。 主な車両の出入り口は、物流門を使用する。

イ 歩行者動線計画

川崎事業所における歩行者動線は図1-10に示すとおりである。

歩行者の出入り口は、正門を使用する。

なお、従業員は、原則として公共交通機関である京浜急行電鉄大師線鈴木町駅から徒歩により通勤するものとする。

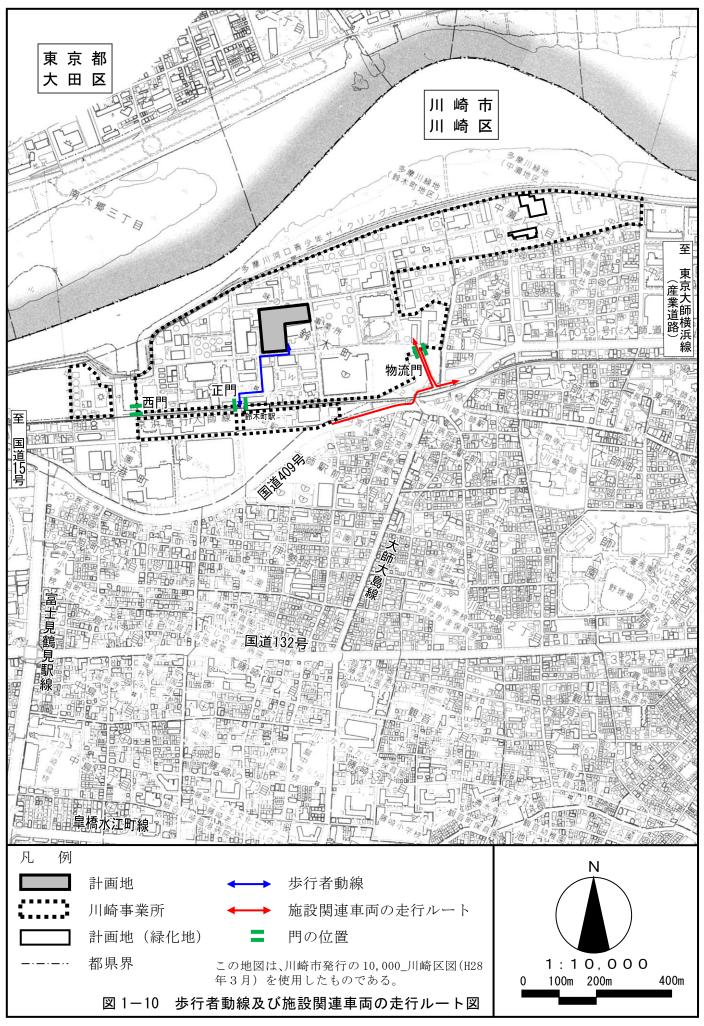
ウ 施設関連車両計画

川崎事業所全体の1日あたりの大型車両の出入車両台数は、現状の実績で、物流門が約680台(片道)である。計画建物供用後は、約70台程度(片道)の増加が見込まれ、川崎事業所全体の台数は約750台(片道)となる。

物流門における車両出入時間帯は8時から17時までを原則としている。 施設関連車両の走行ルートは、図1-10に示すとおり、国道409 号となる。

工 駐車場計画

本事業にともない、川崎市駐車施設の附置等に関する条例に基づく駐車スペースが必要となるが、これらは川崎事業所内に分散して確保する計画である。



(10) 供給施設計画

ア 給水施設計画

給水施設計画は図1-11に示すとおりである。

計画建物の上水は、計画建物の北側に敷設されている既設の上水引込管(150 ϕ)に、新設の上水引込管(80 ϕ)を接続し、計画建物に引き込む計画である。 上水使用量は、1日あたり約 $280\,\mathrm{m}^3$ 程度(工業用水の自家処理水も含む)を計画 しているほか、主に間接冷却水として、工業用水を1日あたり約 $100\,\mathrm{m}^3$ 程度使用 する計画である。

イ 電気供給計画

電気供給計画は図1-12に示すとおりである。

計画建物への電気供給は、川崎事業所内にあるガスエンジン棟(ガスエンジン発電機:5,750kw×6台)で発電した電気を南側にある既設の変電所から、新設の電気ケーブルにて引き込む計画である。計画建物における電気の使用量は、1日あたり68MWh程度を計画している。

ウ 蒸気供給計画

計画建物の蒸気供給は図1-13に示すとおりである。

計画建物への蒸気供給は、川崎事業所内にある既設のボイラー棟(中圧貫流ボイラー3 $t \times 4$ 缶、低圧貫流ボイラー2.5 $t \times 30$ 缶)で製造した低圧と中圧の蒸気を使用し、低圧については、東側にある既設の蒸気ルート(500 ϕ)から新設のルート(250 ϕ)を接続し、中圧については、北側に既設の蒸気ルート(125 ϕ)から新設のルート(100 ϕ)を接続し計画建物に引き込む計画である。その他、計画建物内に生産工程での加湿用として小型ボイラー(1 t 程度)を 2 台設置する計画である。

蒸気は主に製品乾燥用、空調及び温水製造用の温水に使用するものであり、計画建物における使用量は、1日あたり約80t程度を計画している。また、蒸気の配管からの放熱を低減するため、既存の配管と同様に新設配管についても、断熱材(保温材)を設置する。

(11) 排水施設計画

ア 雨水排水計画

雨水の排水計画図は図1-14に示すとおりである。

計画建物の雨水は、新たに地下に設置する雨水貯留槽(350m³×2槽)にて雨水を一時貯留し、流量調整を行った後、新設雨水管から既設の雨水管(900□)に接続し、多摩川へ放流する。

イ 汚水排水計画

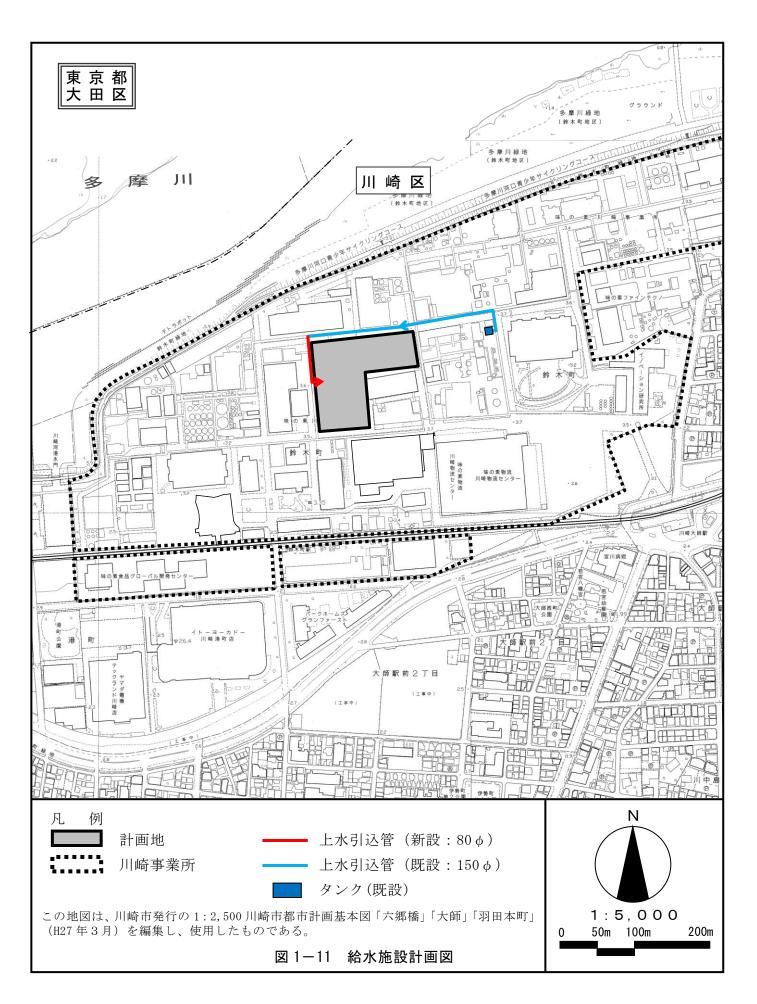
汚水(生活排水)の排水計画図は図1-15に示すとおりである。

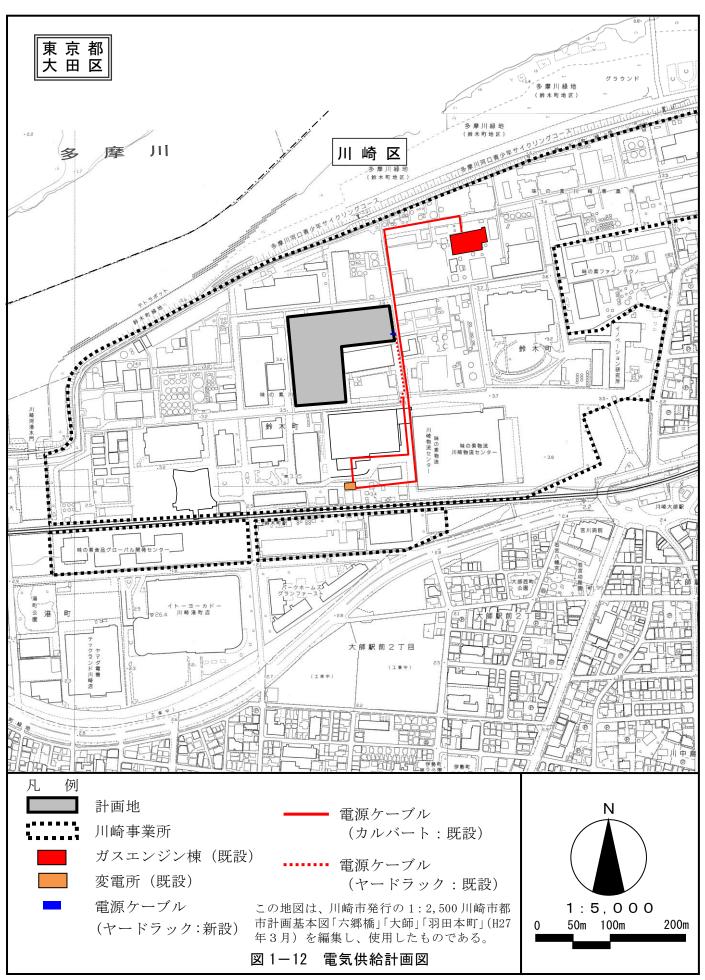
計画建物の汚水排水については、新設の汚水排水管(100 ϕ)から既設の汚水排水管(100 ϕ 、200 ϕ)に接続し、公共下水道(合流管)に接続し放流する計画である。

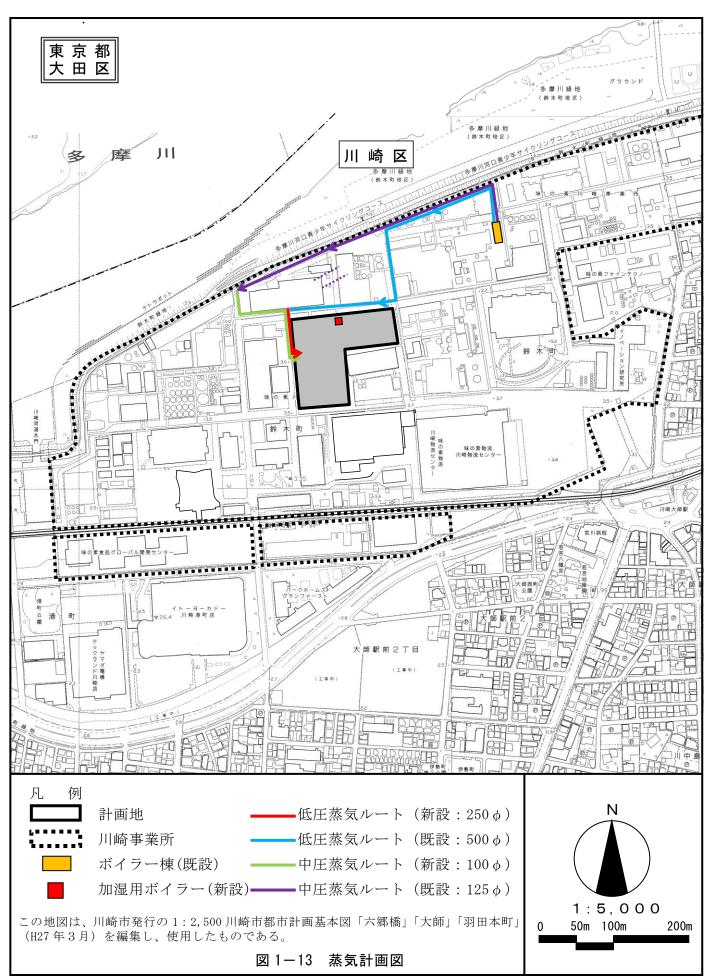
ウ 施設排水計画

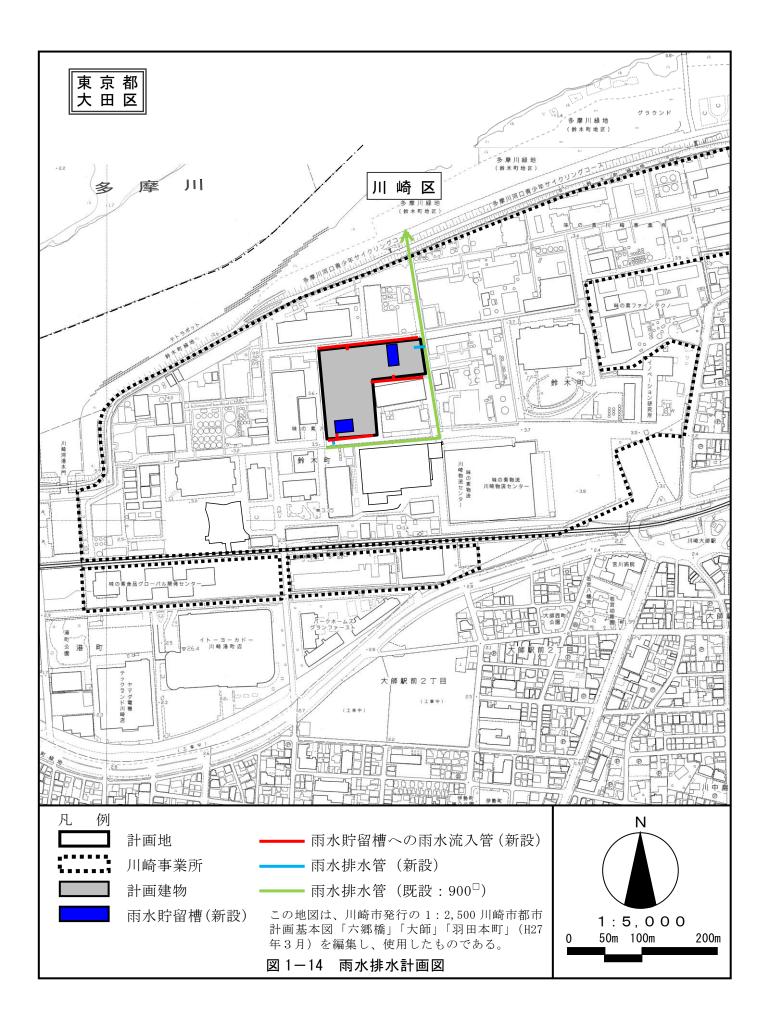
施設排水の排水計画図は、図1-15に示すとおりである。

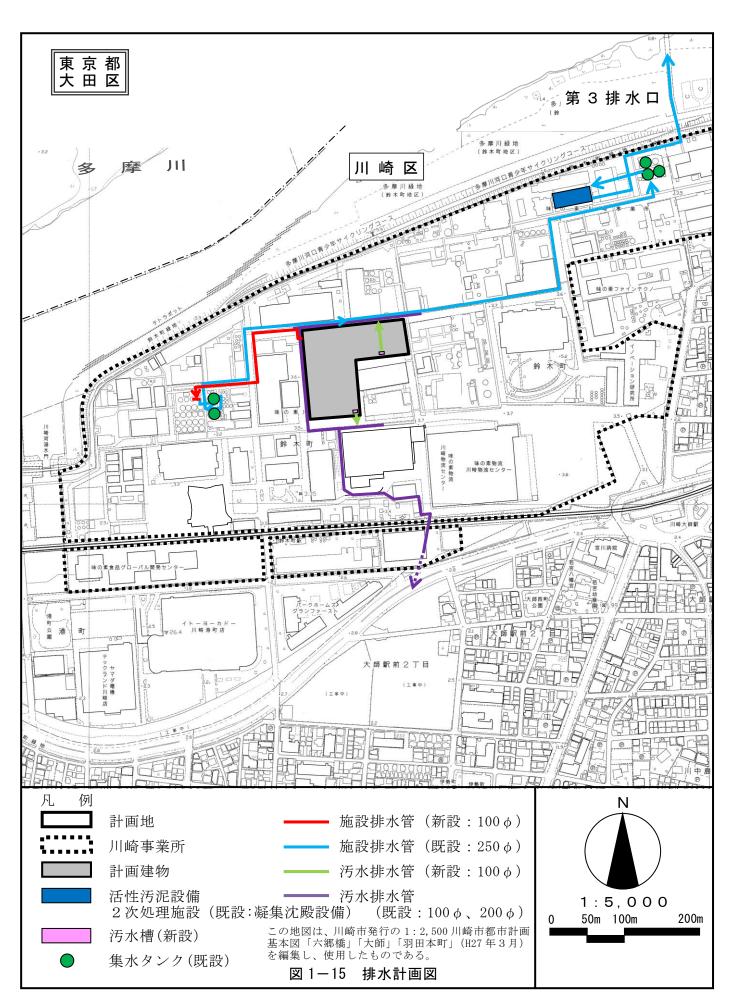
計画建物の施設排水については、新設の施設排水管(100ϕ)から集水タンクに 貯留されたのち、既設の施設排水管(250ϕ)に接続し、活性汚泥設備、2次処理 施設を経て、第 3 排水口より多摩川に放流する計画である。











(12) 廃棄物処理計画

計画建物における廃棄物保管場所は図 1-16 に示すとおり、計画建物内の 1 階に 一時保管場所(廃棄物庫)を設置する計画である。

ア 一般廃棄物

本事業により発生する一般廃棄物は、発生量を抑制するとともに可能な限り再資源化を行う。発生した廃棄物は、一時保管場所に保管した後に、川崎事業所内の既存集積場(図 1-16 参照)へ搬送し、分別のうえ保管する。これらは川崎市の許可を受けた業者に収集・運搬を委託し、事業系一般廃棄物として適正に処理する。

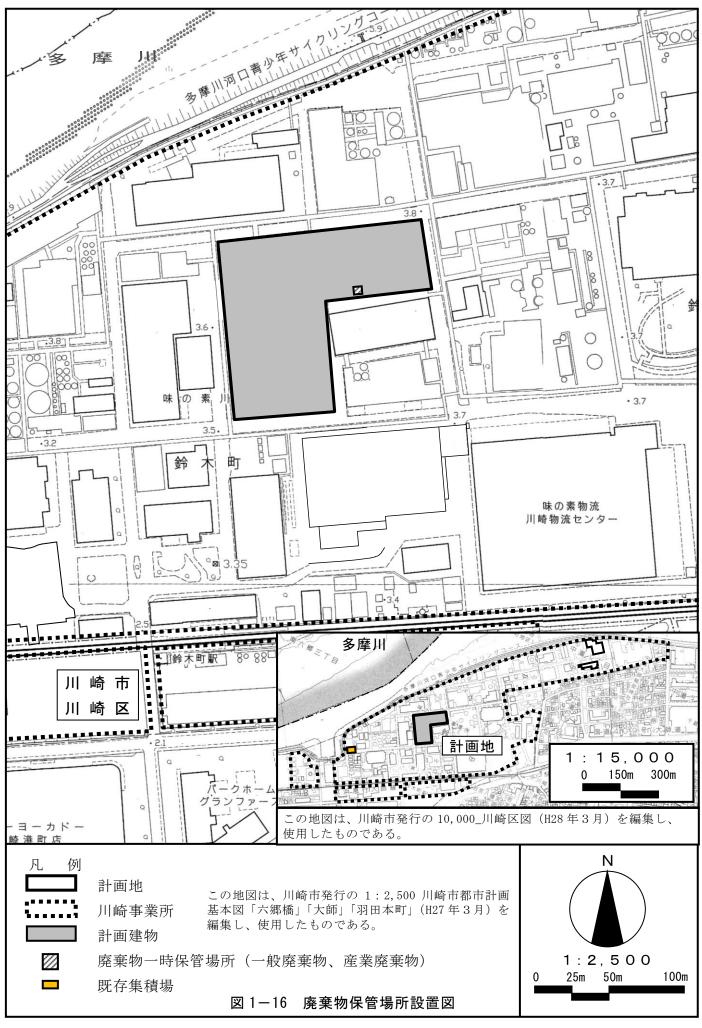
イ 産業廃棄物

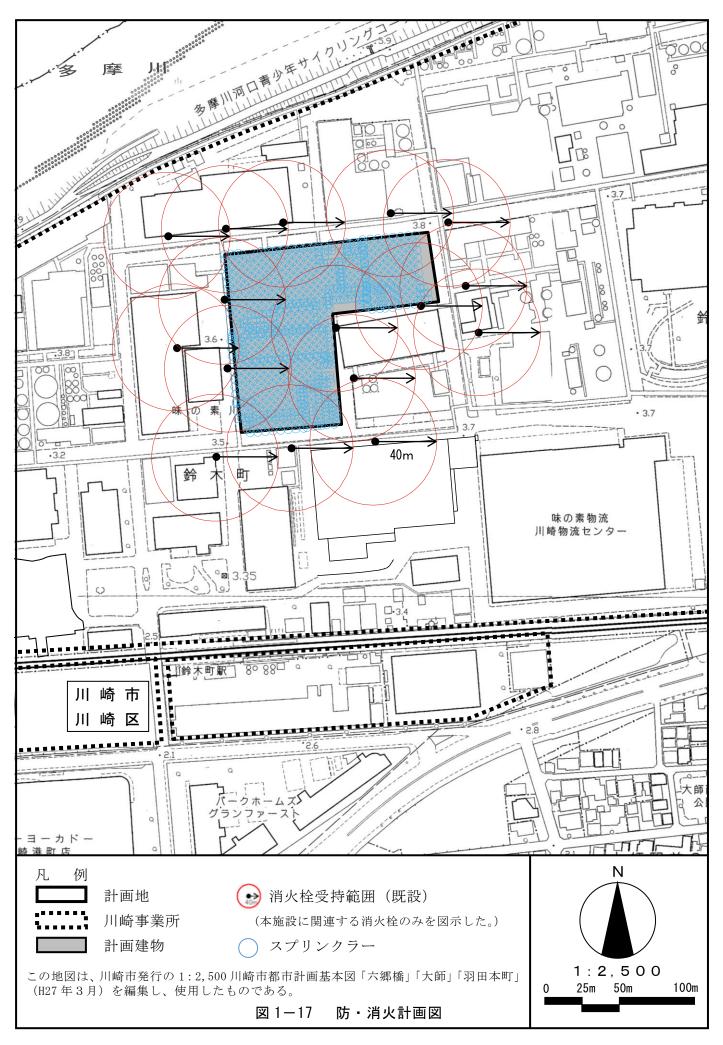
本事業により発生する産業廃棄物は、発生量を抑制するとともに可能な限り再資源化を行う。発生した廃棄物は、一時保管場所に保管した後に、川崎事業所内の既存集積場(図 1-16 参照)へ搬送し、分別のうえ保管する。これらは「廃棄物処理法」の許可を受けた業者に委託して適正に処理する。なお、発生した産業廃棄物は資源化ができる業者を選定して、資源の有効利用に努める。

(13) 防・消火計画

計画建物における防・消火設備は、図1-17に示すとおりである。

消防水利については、消防法等に基づき計画する。計画建物の周辺にある既設の 消火栓により消防水利が確保されており、計画建物については、屋内消火設備を設 ける計画である。





(14) 施工計画

ア 工事概要

本事業における工種別の主要建設機械は表 1-13 に示すとおりである。

表 1-13 工種別主要建設機械

	工任	主要建設機	械
	工種	名称	規格
	地盤改良工事	バックホウ	$0.1 \sim 0.7 \mathrm{m}^3$
		杭打機(3点式)	100 t
	杭打工事	ラフタークレーン	25~80t
		バックホウ	$0.1 \sim 0.7 \mathrm{m}^3$
		ラフタークレーン	25~80t
4	土工事	バックホウ	$0.1 \sim 0.7 \mathrm{m}^3$
十	基礎工事	コンクリートポンプ車	$4\sim$ 10 t
土木建築工事		コンクリートミキサー車	$2 \sim 4.5 \mathrm{m}^3$
築		ラフタークレーン	25~80t
上		コンクリートポンプ車	$4\sim$ 10 t
7	建築工事	コンクリートミキサー車	$2 \sim 4.5 \mathrm{m}^3$
		高所作業車	$4 \sim 12 \mathrm{m}$
		タワークレーン	$40\mathrm{m} imes 4\mathrm{t}$
		バックホウ	$0.1 \sim 0.7 \mathrm{m}^3$
	外構・植栽工事	アスファルトフィニッシャ	10 t
		タイヤローラ	10 t
機	 機器据付・配管工事	ラフタークレーン	25~80t
工械	(成份)近刊。 11. 目 工事	高所作業車	4 ∼12 m
事設	電気計装工事	ラフタークレーン	25~80t
備	电双可表工学	高所作業車	4 ∼12 m
4夕 上	移設工事	ラフタークレーン	25~80t
移生設産	79以上ず	高所作業車	4 ∼12 m
工設	#7 66 #7 45 L4 /4	ラフタークレーン	25~80t
事備	配管・配線接続工事	高所作業車	4 ∼12 m

イ 施工計画

(ア) 工事工程

工事工程は表 1-14 に示すとおりである。

工事期間は全体で約28ヵ月となっており、工事開始から約14ヵ月は計画建物の建築工事を行う。その後機械設備工事と一部並行して味の素食品(株)の既存工場から生産設備の移設を行い、順次稼働を開始する。なお、外構・植栽工事は、工事開始から約12~14ヵ月目に行う。

(イ) 工事時間帯

工事時間帯は、月曜日から土曜日までの午前8時から午後6時までを原則とするが、工事時間帯の前後1時間程度において作業のための準備・点検等を行うことがある。

なお、騒音・振動を伴わない作業、コンクリート打設のように作業の性質から中断が困難な作業、あるいは天候等の事由により作業時間あるいは日程に変更が生じた場合には事前に周知を行い、周辺環境に配慮しつつ工事を行う。また、土曜・祝日に工事を行う場合には、極力騒音の発生の少ない作業を行う。

(ウ) 管理体制

事業者及び工事施工者を中心とした管理体制を整えるとともに、工事に関する周辺との調整事項については、現場事務所を設置し対応する。

(エ) 工事用車両台数と走行ルート

工事期間中の搬出入車両ピーク時の1日あたりの工事用車両台数は、表 1-14 に示すとおりであり、工事開始3ヵ月後に大型車が130台/日(片道)、小型車が10台/日(片道)がそれぞれ走行する計画である。

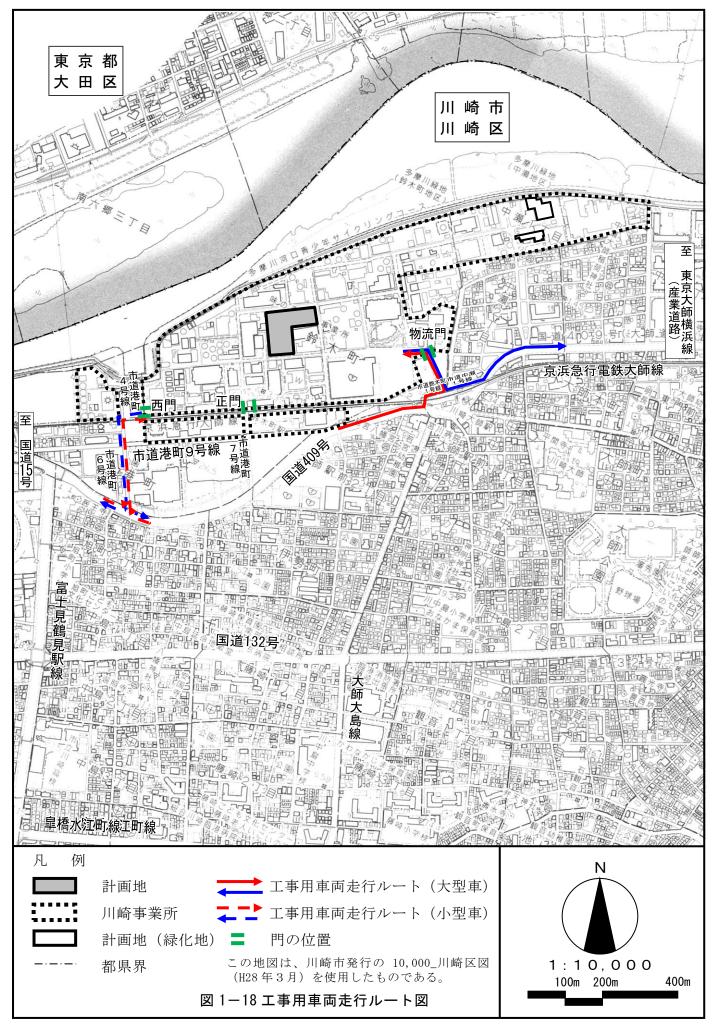
工事用車両の走行ルートは、図1-18に示すとおりである。

工事用車両のうち大型車は、国道 409 号から市道鈴木町 1 号線を経由して、 物流門から入退場し、左折イン、左折アウトとする。

また、小型車については、国道 409 号から市道港町 6 号線及び市道港町 4 号線を経由して、西門から入退場する。

表 1-14 工事工程表

		盾上からの月数	L	Н			^	_	~		~ П	-	П	0	E	1	0				~							_
I K		\int	15月日	2ヵ月目 3	3ヵ月目 4	4ヵ月目	55 J B	6九月目	75. A H H	85. H H	9ヵ月日 10	102H H 112H	H 1277	H H ISDH	ЯВ 147ЛВ	L 155	16万月	17万月日	185月目	19九月目	20ヵ月日	21ヵ月目	22ヵ月目 2	23ヵ月目 24	24ヵ月目 25ヵ月	Я 目 26ヵ Я	9目 27ヵ月	28ヵ月日
	準備作業·地盤改良	叡	ı								1																	4
+	杭打工事		1		ı																							
I K :	井工乗	_		-1			-+																					
製鉄	基礎工事																											
Н₩	建築工事						1								+													
#	外構・植栽工事													$\ $	\mid													
	機器据付・配管工事	#													\parallel													
世 章	電気計装工事						Ħ	Ħ		H			$\ $	\prod	\prod													
	試運転														-				_	Ш								
教	移設工事																	Ц										
設工	配管·配線接続工事	#					T																					
工事設備	試運転														-				ļ									
	杭打機(3点式)	100t		\parallel				T	<u> </u>	T		-	-											-				
	パックホウ	0.1∼0.7m ³		\parallel	\parallel	\parallel							$\ $	$\ $					_					H		H	-	
	ラフタークレーン	25∼80t			H						∦																	\blacksquare
+	クローラークレーン	100t					Ħ								-												-	
H IEK	4ワーカレーン	40m × 4t									\parallel								-									
世品	+,-,-,-,-,-	310			+		+				+				+	+	+	-	-						+	+	+	+
故機	コングリートホンフ車	4~10t			\dagger	\parallel	\parallel	\parallel		\parallel	\parallel			-	I	+	-	1	1					+	+	+	+	+
挨	コンクリートミキサー車	2~4.5m³			H										T													
#	アスファルトフィニッシャ	10t										•			T													
	タイヤローラ	10.										-	$\ $	$\ $	ī													
	高所作業車	4~12m						1	Ī				-	+	$\frac{1}{2}$	-	-											
	発電機	250KVA		\dagger	1	1		1		1		+	\parallel	+	+		1	1		-								
	杭打機(3点式)	100t	18	44	4																							
1	パックホウ	0.1∼0.7m	20	80	198	198	D.	D.					30	99	20													
皿 請	ラフタークレーン	25∼80t			44	99	99	16	22	25	21	-	16	28	99	33	18	18	8	3	3	3	8	3	3	3	8	8
田河	クローラークレーン	100t					22	22	22	22	22																	
要建筑	コンクリートホ・ンプ・車	4~10t			2	8	4	4	-	e	е	2	4		2													
設は	コンクリートミキサー車	2~4.5m³			LC.	e	4	4	-	e	- г	2	4		2													
麻棋	アスファルトフィニッシャ	-10t											6	œ	6													
)	タイヤローラ	-DE											2	00	2				_									
	発電機	250KVA	13	22	22	22	22	29	29	29	29	29	50	8	22	25	20	20	8									
	杭打機(3点式)	100t	-	2	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パックホウ	0.1∼0.7m³	3	4	6	6	-	-	0	0	0	0	2	က	-	0	0						0	0	0	0	0	0
二 章	ラフタークレーン	25∼80t	0	0	2	က	9	-	-	2	-	-	-	ო	е	2	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
台数宗主题	クローラークレーン	100t	0	0	0	0	7	-		-	-	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要重	コンクリートポンプ車	4~10t	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0							0	0	0	0	0	0	0	0
設場	コンクリートミキザー車	2~4.5m ³	0	0	-	-	_	-	-	-		-	-	0									0	0	0	0	0	0
漢	アスファルトフィニッシャ	10:	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-								0	0	0	0	0	0
	タイヤローラ	10.	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-				0	0				0	0	0	0	0	0
	発電機	250KVA	-	-	-	-	-	8	8	8	8	8	-	2									0	0	0	0	0	0
大型	大型車台数(片道)	ピーク(台/日)	8	20	130	31	20	20	52	22	22	22	40										2	2	2	2	2	2
뻸)	級車面等)	月間台数(台/月)	108	206	2860	675	1109	1314	599	709	709	860	555						30 30				01	10	10	10	10	10
小型	小型車台数(片道)	ピーカ(台/日)	01	12	01	12	15	35	20	20	20	0/	80						00 01		20	20	20	20	20	20	20	20
卿)	動車両等)	月間台数(台/月)	220	264	220	330	330	770	1100	1100	1100	1540	1760		1540	6 066	6 066	8 066		0 440			440	440	440	440	440	440
₫ □	丰	ピーク(台/日)	18	62	140	46	65	82	105	105	105	125	120						43 32		22	22	22	22	22	22	22	22
		月間台数(台/月)	328	0//	3080	1005	1439	2084	1399	1809	1809	2400	23.15															
		月間台数(百/月)	320	0//	3080	conl	1439	2084	1388	Ignal		1808		2400	2400 2315 2205	200 SOUR SOUR	13001 13000 13100	1000 1000 1000	1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 100	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 100	000 COTO COTO COTO COTO COTO COTO COTO C	000 0000 0000 0000 0000 0000 0000 0000	2000 2000 450 450	0400 0000 4500 4500 4500	0400 0400 4500 4500 4500	0000 0000 0000 0000 0000 0000 0000	0400 004E 400E 400E 400E 400E 400E 400E



ウ 工事中の環境保全対策

工事の週間日程ならびに作業内容を周辺住民に掲示により周知し、環境に配慮 した工事を行う計画である。工事中の環境保全対策としては、次の事項を実施す る。

(ア) 保安対策

危険防止対策として、建築工事を行う区域に対して、仮囲い(鋼板製:高さ約2m)もしくはバリケード(高さ約0.8m)を設置する。

(イ) 交通安全対策

工事用車両の出入口としては、大型車は物流門、小型車は西門を利用するが、 工事用車両の運転者には安全運転や路上駐車の禁止など交通規制に関する指導 を行い、一般車両と歩行者の安全確保を図る。

(ウ) 排出ガス及び騒音・振動対策

工事中に使用する建設機械には、可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械 を導入し、騒音・振動を低減する。

また、可能な限り排出ガス対策型の建設機械を使用するとともに、効率的な 配備や運転操作を実施して排出ガスを低減する。

資材運搬車両については、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に 定められている環境に配慮した運搬制度「エコ運搬制度」に基づき、エコドラ イブの実施や、より低公害・低燃費車両の使用について運搬業者に要請する。

(エ) 粉じん対策

工事中は、粉じん等対策として、散水やシートの展張により粉じんの飛散を 防止する。

また、工事用車両の退出の際には必要に応じてタイヤ洗浄を行い、周辺道路 の汚損を防止するとともに、道路清掃を適宜行う。

(才) 悪臭対策

防水工や舗装工を行う際には材料及び施工方法を検討し、悪臭の発生を抑制する。また、可能な限り低 VOC 塗料を使用する。さらに、施工の際には天候や風向に配慮する。

(カ) 廃棄物処理

発生する廃棄物については、建設工事に係る資材の資源化等に関する法律に 基づいて適正にリサイクルを行うとともに、廃棄物処理法に基づいて適正に処 理及び処分を行う。

(キ) 水質汚濁対策

雨水等の排水については、水質 (pH、SS) を確認後、排水基準に適合する場合には、雨水管を経て多摩川へ放流し、適合しない場合には、適正に濁水処理を行ったのち放流する計画である。

(ク) 土壌汚染対策

本事業の実施にあたっては、土壌汚染対策法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、計画地内の調査を行う。また、汚染土の場外搬出が生じる場合には、シートで覆う、搬出車両のタイヤ・車体を搬出前に洗浄する等、必要に応じて適切な対策を実施する。汚染土の処理を行う場合は、許可を受けた汚染土壌処理業者に委託し、適正に処理する。